

2014年9月 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 議事概要

I. 概要

1. 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議が、2014年9月25日、26日に英国 (ロンドン) で開催された。ASAF 会議の主な内容は、次の通り。

2014年9月 ASAF 会議出席メンバー (2014年9月25日、26日 ロンドン IASB) (ASAF メンバー¹)

組織名	出席メンバー
南アフリカ財務報告基準評議会 (PAFA)	Kim Bromfield
欧州財務報告諮問グループ (EFRAG)	Françoise Flores 他
英国財務報告評議会 (FRC)	Roger Marshall 他
ドイツ会計基準委員会	Liesel Knorr
スペイン会計監査協会	Ana Martínez-Pina
アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG)	Clement Chan
オーストラリア会計基準審議会	Angus Thomson 他
企業会計基準委員会 (ASBJ)	小野 行雄 他
中国会計基準委員会	Jianqiao Lu
米国財務会計基準審議会 (FASB)	Russell Golden 他
カナダ会計基準審議会	Linda Mezon 他

(IASB 参加者)

Hans Hoogervorst 議長 (ASAF の議長)、Ian Mackintosh 副議長、プロジェクト担当理事、担当スタッフ

2014年9月 ASAF 会議の議題²

議題	審議時間	参照ページ
リース	1 時間	P. 3
割引率	45 分	P. 5

¹ ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ (GLASS) の Alessandro Broedel Lopes 氏は欠席。

² 当初、議論を行うことが予定されていたインフレ会計は、説明予定者だった GLASS の代表者が欠席のため、次回 (2014年12月) 会議において議論することとされた。また、非公開セッションにおいて、ASBJ より、修正国際基準について説明を行った。

財務会計基準機構のWeb サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

議題	審議時間	参照ページ
IFRS 第 3 号「企業結合」適用後レビュー	1.5 時間	P. 6
概念フレームワーク	1.5 時間	P. 11
開示に関する取組み		
開示の原則	1 時間	P. 14
IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の改訂	1 時間	P. 16
重要性（重要な会計方針を含む）	1 時間	P. 17
保険契約	2 時間	P. 20
負債と資本	1 時間	P. 26

今後の日程(予定)

2014 年：12 月 4 日、5 日

ASAF 会議への対応

2. 今回の ASAF 会議への対応については、企業会計基準委員会のほか、ASAF 対応専門委員会において検討を行った。

財務会計基準機構のWeb サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

II. リース

3. IASB は、2013 年 5 月に FASB と共同で公表した公開草案「リース」に寄せられたコメントを踏まえ、2013 年 11 月より再審議を開始している。IASB は、2014 年 7 月までの再審議によって検討を予定していた論点の大半について審議を終えており、今回の ASAF 会議では、ASAF メンバーに対して、本プロジェクトについて特段の見解がある場合、書面によって事前に提案を示すことが要請されていた。
4. 当該要請に対して、EFRAG 及び ASBJ から書面による代替案又は見解が会議前に提出された。このため、今回の ASAF 会議では、冒頭、IASB スタッフより、リース・プロジェクトの状況について説明がされた後、EFRAG 議長より、ASAF 会議に提出された EFRAG スタッフによるペーパーの内容について説明がなされた。同ペーパーの概要は以下のとおりである。
 - (1) 現在、提案されているリースの定義を変更し、融資契約(financing arrangement)が含まれていることを明確にすべきである。
 - (2) 資産の使用がサービスの提供に付随したものである契約は、借手による資産の使用に対する支配が制限されるため、分離（アンバンドル）されることなくサービスとして会計処理されるべきである。契約に含まれるリースとサービスを分離するか否かの判断基準は、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」における要求事項と整合的にすべきである。

ASAF 会議での議論の概要

5. EFRAG スタッフ・ペーパーの内容について、ASAF メンバーから主に次のような意見が示された。

- (1) 契約が融資契約に該当するかどうかは、契約にリースが含まれるかどうかを決定する要因の 1 つである点について賛成である。
- (2) リースの定義を変更してリースが融資契約でなくてはならないことを明確化することに反対である。ファイナンス要素に着目しすぎるのではなく、資産（使用権資産）の存在に着目すべきである。
- (3) リースとサービスのアンバンドリングのガイダンスについて、IFRS 第 15 号の要求事項との整合性を図ることを検討することに賛成である。
- (4) 資産のリスクに着目すると、テナントに対するリース等は、サービス契約とするのが適切ではないか。

財務会計基準機構のWeb サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ASBJの発言要旨

6. ASBJからは、事前に提出したペーパー「リース・プロジェクトについてのコメント」に関連して、主に次の発言を行っている。

(1) 現行のIFRSと米国会計基準のリース基準は、一部の差異はあるものの実質的にコンバージェンスされている。新基準、特に借手の会計モデルにおいてIFRSと米国会計基準がダイバージェンスすると、異なる法域の企業間の財務諸表の比較可能性が低下することが懸念され、日本の関係者も同様の懸念を示している。IASBとFASBが、コンバージェンスの達成に向けた取組みを続けることが重要である。

7. ASBJの発言に関連して、複数のASAFメンバーから、IFRSと米国会計基準のリース基準のコンバージェンスが重要である旨の意見が示された。

その他

8. 上記の議論に対して、IASB関係者から、次のようなコメントが示された。
- (1) EFRAGの提案によると、現在、ファイナンス・リースに分類され、オンバランスされているものも、オフバランスとなる可能性があるのではないかと。また、破綻した企業が巨額のアペレーティング・リースを有していることがあり、このようなケースについては、オンバランスにすべきである。
- (2) サービス契約をオンバランスすべきではないことについては同意しており、再公開草案後の審議において、リース部分とサービス部分の分離の仕方については改善している。この論点については、これ以上できることはないのではないかと。
- (3) 両ボードの再審議において、借手の開示、経過措置及び発効日についての議論が残っているほか、少額資産のリース及びリースの定義について改めて議論を行う予定である。

III. 割引率

9. IASB は、割引率に関するリサーチプロジェクトを開始している。IFRS では、多くの基準において現在価値測定を行う際に将来キャッシュ・フローを割引計算することが要求されているものの、現在価値測定において適用すべき割引率について、次の点を含め、必ずしも整合的でない点がある。
- (1) 割引率について、ボトム・アップとトップ・ダウンのいずれにより算定するか
 - (2) ガイダンスの程度
 - (3) 企業と市場のいずれの視点によるか
 - (4) 税引後利益と税引前利益のいずれを前提とするか。
 - (5) 信用リスク等の調整をキャッシュ・フローに行うか、割引率に行うか
 - (6) 開示要求の程度
10. これまで、IASB では、スタッフが事実関係の識別を行っており、今後、リサーチ・ペーパーを公表することが予定されている。また、リサーチ・ペーパーによるフィードバックを踏まえ、基準の限定的な修正やガイダンスの作成等を行うべきか否かについて検討することが予定されている。今回の ASAF 会議では、プロジェクトの進め方について議論された。

ASAF 会議での議論の概要

11. 上記の説明に対して、ASAF メンバーから主に次のような意見が示された。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 代替的な割引率がどのように財務報告の目的を達成するものとなるかについて、特に包括損益計算書への影響に焦点を当てて分析を行うことを提案する。(2) 割引率については様々な問題点が指摘されており、本プロジェクトを行うことを歓迎する。また、リサーチの結果、更なる検討によって有益な成果が得られることが予想される場合、追加的なプロジェクトを行うことを奨励する。(3) 本プロジェクトと概念フレームワークプロジェクトとの関係等について明確でないほか、割引率だけに特化したリサーチは範囲が狭すぎるのではないか。(4) 割引率は、保険、年金、のれん等、様々な領域と関連する。このため、今回のリサーチをベースにガイダンスを策定する場合、現行基準における定めと不整合を生じさせることないようにすることは困難とも考えられる。(5) プロジェクトを扱いやすい範囲に留めるためには、IAS 第 19 号や IAS 第 37 号の改正に及ばないようにすることが重要ではないか。 |
|---|

財務会計基準機構のWeb サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

IV. IFRS 第3号の適用後レビュー

12. IASB は、IFRS 第3号「企業結合」の適用後レビューを実施している。今回の ASAF 会議では、これに関連して、IASB スタッフ及び各国会計基準設定主体から、企業結合会計に関して現在行われている次の取組みについて説明がされた上で、ASAF メンバーによる議論が行われた。

- (1) FASB : 基準書第 141 号「企業結合」及び企業結合後ののれんの会計処理に関する検討状況
- (2) ASBJ、EFRAG 及びイタリア会計基準設定主体 (OIC) : ディスカッション・ペーパー「のれんはなお償却しなくてよいか」の公表とそれに対するフィードバック
- (3) FRC : リサーチ・ペーパー「無形資産とその償却に関する投資家の見解」の公表
- (4) IASB : 適用後レビューに関する情報要請に寄せられたコメント等の紹介

13. 上記のうち、ASBJ、EFRAG 及び OIC による取組みと IASB による適用後レビューに関する説明の主な内容は、次の通り。

(ASBJ、EFRAG 及び OIC : ディスカッション・ペーパーの公表)

14. 2014 年 7 月に ASBJ、EFRAG 及び OIC は、共同でディスカッション・ペーパー (DP) 「のれんはなお償却しなくてよいか」(コメント期限:2014 年 9 月 20 日³)を公表している。DP では、ASBJ、EFRAG 及び OIC の委員及びスタッフから構成されるリサーチ・グループの見解として、のれんについては償却及び減損アプローチを再導入することが適切としているほか、減損テスト及び IAS 第 36 号「資産の減損」における開示要求について改善の余地があるとしている。

15. 本 DP に対しては、回答者の多くから、のれんの償却及び減損アプローチの再導入について支持された一方、減損テストの改善については、賛成と反対の双方の意見が示された。他方、開示要求の改善提案については、多くの回答者 (主に作成者) から、開示要求の増加について懸念が示された。

(IASB : 適用後レビューに関する近況報告)

16. IASB は、IFRS 第3号に関する適用後レビューを開始しており、2014 年 1 月に、情報要請「適用後レビュー : IFRS 第3号」を公表している。当該情報要請では、IFRS 第3号について、適用経験を踏まえて問題を識別することが要請されており、関係者からは、主に次の点について指摘がされている。

- (1) 事業の定義
- (2) 公正価値測定

³ ASBJ、EFRAG 及び OIC は、本 DP についてコメント期限を 2014 年 11 月 30 日まで延長している。財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- (3) 無形資産をのれんと区分して認識すること
- (4) のれん及び耐用年数が確定できない無形資産の非償却
- (5) 段階取得及び支配の喪失

17. 上記のうち、特に、のれん及び耐用年数が確定できない無形資産の非償却の取扱いについては、IASBによる情報提供の要請に対して、利用者からは、これを有用とする見解と有用と考えないとする見解の双方が示されているほか、IASBスタッフが、企業結合会計に関して公表されている28の学術論文をレビューした結果、のれんに及び他の無形資産に関する現行の要求を支持する証拠が得られたとされている。

ASAF 会議での議論の概要

18. 上記の説明に対して、ASAF メンバーから主に次のような意見が示された。

(企業結合後ののれんの会計処理)

- (1) 2014年3月の会議において、FASBが、公開企業へののれんの会計処理について議論を行った際には、4名のメンバーが減損テストの簡素化を支持し、3名のメンバーが償却の再導入を支持していた。当該審議において、自分は、減損テストの簡素化を支持していたが、現時点では、償却の再導入の方が良いのではないかと考えている。
- (2) 投資者は、企業内部で置き換えられる無形資産が償却される場合には、償却費を足し戻して分析を行っている。仮にのれんの償却を再導入した場合には、過去に償却が要求されていた時と同様に、投資者は、償却費を足し戻して分析を行うことが想定され、その有用性には疑問がある。
- (3) FASBは、のれんの償却が有用かどうかについて、多くの検討を要してきた。償却が有用ではない理由の一つに投資者がEBITDAにより分析を行っていることが挙げられる。EBITDAを算定する際には、のれんの償却のみならず、減価償却費も足し戻されるため、のれんの償却を足し戻すのは、投資者の分析の一手法にすぎないのではないか。
- (4) のれんの事後の会計処理で問題となるのは、のれんが多くの異なる要素で構成される点である。シナジーにより構成される要素は、3年や5年といった短い期間により消滅すると考えられるが、問題は、償却することが適当でないものも含まれる点である。しかし、のれんを償却すべき要素と償却すべきでない要素に分けることは容易ではなく、全体を非償却とした方が投資者の信頼を得られる可能性がある。
- (5) のれんを非償却とすることにより、自己創設のれんが認識される問題は、基準設定主体が重視する観点であるが、投資者は、自己創設のれんの認識を問題としている訳で

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

はない。投資者は、損益計算書において、費用が二重計上されていないかどうかを重視しており、のれんを償却すると費用が二重計上となるため、のれんの非償却を支持している。

- (6) 費用が二重計上されるから非償却とするのは理論的ではない。のれんは過去に支払ったコストであり、のれんにより将来に便益が獲得されるのであれば、将来の便益が獲得される期間で償却する方が適切と考えられる。この点、継続的に発生する費用とのれんの両方から便益を得られるとすれば、いずれも費用として処理すべきと考えられる。
- (7) 減損損失を金額的に定量化することが困難である場合であっても、減損損失の認識が必要となったという事実は、株価に織り込まれるため、情報価値があると考えられる。
- (8) 中国では、多くの作成者が償却及び減損アプローチを支持しているが、多くの利用者は、減損のみアプローチを支持している。
- (9) 償却、非償却に関わりなく、IAS 第 36 号の減損テストについて、コストがかかりすぎる等の批判を踏まえて、要求事項を再検討すべきである。
- (10) FASB が行った適用後レビューで示された最も強いメッセージは、減損テストのプロセスが得られる便益に比較してコストがかかりすぎることである。

(IASB がアジェンダ設定プロセスの一部として考慮すべき最も重要で緊急の論点)

- (11) 最も重要で緊急の論点には、のれんの会計処理のほか、事業の定義、共通支配下の企業結合、条件付対価、無形資産（無形資産の会計単位を含む）、段階取得、資産の取得と企業結合の会計処理の相違、偶発負債が含まれる。

ASBJ の発言要旨

- 19. 本件について、ASBJ、EFRAG 及び OIC リサーチグループペーパー「のれんはなお償却しなくてよいか」については、資料作成者の立場から説明を行った他、ASBJ から、主に次の発言を行っている。

(企業結合後ののれんの会計処理)

- (1) のれんが非償却の場合には、減損テストが例え厳格に行われたとしても、減損テスト実施時に、自己創設のれんが計算に含まれることを踏まえれば、減損損失は結局遅れて認識されることになるのではないかと考えられる。
- (2) 減損損失と株価との間に相関関係があるという主張があるが、それによって、必ずしも、減損損失が適時に認識されているという結論にはならない。市場関係者との議論

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

を踏まえると、減損損失は、予想されるよりも、遅れて認識される傾向がある。

(IASB がアジェンダ設定プロセスの一部として考慮すべき最も重要で緊急の論点)

(3) ASBJ は、IASB からの情報提供の要請に回答するため、多くの財務諸表利用者、作成者、監査人と一対一の面談や円卓会議を実施した。我が国における適用経験を踏まえると、我々は、IASB が次の点に焦点を当てて今後検討を行っていくことを提案する。

- ① のれんの償却を再導入すべきか否か（この点、大多数の回答者から、償却及び減損アプローチを維持することに支持が示されていた。）
- ② 無形資産の識別に関する基準を改訂すべきか（この点、多くの作成者から、無形資産の識別について十分な信頼性をもった測定が行われていない可能性がある旨が指摘されていた。）
- ③ 段階取得及び支配の喪失について見直しをすべきか（この点、多くの利用者から、持分の取得や売却時における利得または損失を分析上、除外しているというコメントが示されていた。）

その他

20. 本件について、IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。

- (1) IASB は、IFRS 第 3 号の適用後レビューにおいて、米国財務会計財団 (FAF) による適用後レビューと同様のコメント（例えば、事業の定義、公正価値測定、無形資産の区分認識、のれんの非償却）を多く入手した。他方、段階取得及び支配の喪失については、FAF が行った適用後レビューでは特段のコメントを入手していないようだが、IASB は本件について課題があるというコメントを入手している。
- (2) 学術論文の調査によると、のれんの減損損失が適時に認識されていないという問題は、執行や監査、ガバナンスの問題であることが示されている。また、のれんの償却期間が短くない限り、のれんの償却の再導入により、減損テストの問題が軽減されるとは考えられない。仮に償却期間が十分に短い場合でも、投資者は償却を足し戻すのではないか。
- (3) 仮にのれんが主に予想されるシナジーにより構成されると考えると、シナジー効果により利益が計上されるが、のれんを償却しないと、利益が二重計上となる。また、投資者は償却を足し戻しているという点に関しては、多くの知識のない投資者は、償却を足し戻していない。全ての投資者が償却を足し戻していないのであれば、のれんを償却することが本来は適切ではないか。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- (4) 仮に、無形資産の一部をのれんから識別して認識することを止め、のれんに含めることとした場合には、のれんの償却の再導入や減損テストの簡素化を行う場合よりも、大きな影響を与える可能性がある。
- (5) のれんの再導入をすることとした場合、それ自体で、大きな変更になるほか、減損損失について株価との関連性が指摘されていることにも留意する必要がある。また、償却期間については10年としても、なお長すぎるのではないか。
- (6) 米国会計基準とのコンバージェンスについては、これを維持することが重要であると考えている。この点について、異論のあるASAFメンバーはいないが、如何か。このため、今後、IASBとFASBが、どのように歩調を合わせて議論を進めていけるかについて、検討を行う必要があると考える。

V. 概念フレームワーク

21. IASB は、2013 年 7 月に公表したディスカッション・ペーパー『財務報告に関する概念フレームワーク』の見直しに寄せられたコメントを踏まえ、2014 年 3 月より審議を開始している。IASB は、2014 年 9 月までの審議によって検討を予定していた論点の大半について審議を終えており、今回の ASAF 会議では、ASAF メンバーに対して、これまでの検討状況について、特に測定に焦点を当てた説明がされたほか、2014 年 9 月の IASB 会議において審議が行われた「概念フレームワークに対する長期性の投資の影響」について議論された。
22. このうち、長期性の投資を特定の事業活動（又は事業モデル）として識別し、そのような事業活動を行う企業について個別の測定に関する考え方を設けるべきとの一部関係者からの見解に対して、2014 年 9 月の IASB 会議において、次の暫定決定がされている旨が説明された。
- (1) 測定、並びに純損益及びその他の包括利益 (OCI) に関する IASB の暫定決定は、将来のプロジェクトで次の事項を検討するとした場合に IASB が適切な基準設定の意思決定を行うことを可能にする十分なツールを提供することになるほか、他に事業活動が長期投資の保有を含んでいる報告企業への具体的な言及を含める必要はない。
 - ① 事業活動が長期投資を含んでいる企業の長期投資（又は負債）の測定方法
 - ② こうした企業は、それらの投資（又は負債）の帳簿価額の変動を純損益に表示すべきか、それとも OCI に表示すべきか
 - (2) 「概念フレームワーク」には、主要な利用者とその情報ニーズ及び一般目的財務報告の目的に関して、報告企業に対する長期的な投資者のニーズに適切に対処するための十分かつ適切な議論が含まれている。
 - (3) 「概念フレームワーク」には、受託責任及び慎重性について、報告企業に対する長期的な投資者のニーズに適切に対処するための十分かつ適切な議論を含めることになる。

ASAF 会議での議論の概要

23. IASB スタッフからの説明に対して、ASAF メンバーから主に次のような意見が示された。

(プロジェクトの進捗状況)

- (1) IASB は期限通りにプロジェクトを完了するアプローチを採用したため、妥協した感が

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ある。追加的に検討すべき事項が残されているため、概念的な考えを更に前進させるためにも包括的な計画を示してはどうか。

- (2) 現在検討中の概念フレームワークの議論には個々の基準設定レベルの考えが必要以上に入りすぎている。適切な基準設定を行うためにも、より概念的な観点に立った議論が必要である。
- (3) 「信頼性」に関する記述が復活しなかったなど、幾つか残念な事項はあるが、少なくとも現時点までの概念フレームワークの改訂作業に関して、IASB は素晴らしい成果を達成したと思う。
- (4) 財務報告の目的の観点から、貸借対照表で現在価値の測定が適切と判断され、損益計算書では当該測定から生じる未実現損益を含めるべきでないと判断される場合に、OCI が橋渡し項目として機能すると説明されている。しかし、なぜそのような測定基礎の違いが正当化されるか、その場合における OCI の役割について追加的な検討を行うべきではないか。
- (5) まずは、IASB のこれまでの取組みについて賛辞を贈りたい。なお、我々が「事業モデル」の概念を提案している理由は、概念フレームワークではハイレベルの概念を維持しつつも、個々の基準開発においてそれをツールとして使うことで、有用な財政状態と財務業績の報告を行うことができると考えているためである。

(測定の暫定決定)

- (6) 測定基礎を過去原価と現在価値の 2 つとした IASB の暫定決定は、当初測定の場合は説明しやすい。しかし、事後測定においては、保険プロジェクトの議論のように将来キャッシュ・フローを再測定日以外の割引率を用いて割引計算する場合など、どちらの測定基礎とも説明しがたい第 3 の測定基礎が存在するのではないか。
- (7) 測定基礎を選択する際に資産が将来キャッシュ・フローにどのように貢献するかを考慮することには賛成であるが、企業のビジネス活動の性質は変化することから、いつの時点から将来キャッシュ・フローを考えるのが重要である。その際、将来の予想される事業活動の変更も考慮すべきかもしれない。

(概念フレームワークに対する長期性の投資の影響)

- (8) 適切な測定基礎の選択にあたり、財政状態計算書だけでなく、包括利益計算書の観点からもそれによってもたらされる情報の目的適合性を検討するとされており、これは長期性の投資を行う投資家のニーズも満たすものと考えられる。
- (9) 長期の投資家だけを想定利用者とする場合、中立性が阻害され、特別目的の財務報告になってしまう。また、長期性の投資に関して特別な測定方法を定める必要はなく、

純損益に当該期間だけに関係する短期的なボラティティが含まれる場合には、それを別個に表示することで、長期性の投資を行う投資家のニーズを満たすことができると考える。

ASBJの発言要旨

24. 本件について、ASBJから、主に次の発言を行っている。

(プロジェクトの進捗状況)

- (1) 今日までの概念フレームワークに関するIASBの再審議の努力は称賛に値するが、IASBが純損益とOCIの論点に関して十分な議論を完了したとは考えていない。当該論点の重要性に鑑み、公開草案の公表に進む前に、関連する論点の審議のために、追加で時間を割く必要があると考える。

(測定の暫定決定)

- (2) 測定に関しても当該論点の複雑性や重要性に鑑み、公開草案を公表するのに十分な議論をIASBが完了したとは考えていない。たとえば、測定基礎の選択と純損益の定義の関係について、IASBは追加の検討を行う必要があると考える。

(概念フレームワークに対する長期性の投資の影響)

- (3) 長期性の投資に関して測定のガイダンスを別個に設ける必要はない点に同意する。長期性の投資に関して示されている懸念は、純損益に関する適切な定義を確立し、測定基礎の選択方法を適切に記述することで対応できると考える。投資が長期的観点で行われているか否かは、適切な測定基礎の決定にあたって重要ではなく、むしろ適切な純損益の金額を決定するのに役立つ測定基礎の選択方法を記述すべきである。測定基礎の選択は、投資が事業活動の成果を期待して保有されているのか、それとも市場価格の変動を期待して保有されているのかに基づいて行うべきと考える。

その他

25. 本件について、IASB関係者から、次のようなコメントが示された。

(プロジェクトの進捗状況)

- (1) 2つの測定基礎が存在すること及びOCIが橋渡し項目の機能を果たすことを除き、OCIに関して明確な概念的な基礎を見出すことが出来ていない。しかし、純損益とOCIの論点や負債と資本の論点など、一部の項目は完全に解決しようと思ったら後何年もかかるもので、それを理由に、プロジェクト全体を遅延させるべきとは考えていない。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

VI. 開示に関する取組み

26. IASB は、「アジェンダ協議 2011」のフィードバック等を踏まえ、報告企業と外部の利用者との財務情報に関するコミュニケーションを改善してより効率的にする目的で、開示に関する取組みのプロジェクトに着手している。
27. 今回の ASAF 会議では、開示の原則（基本財務諸表と注記の目的）及び重要性（重要な会計方針を含む）に関する IASB によるプロジェクトの進め方のほか、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の改訂に関する公開草案に寄せられたフィードバックが紹介された上で、ASAF メンバーによる議論がされた。

VI-1. 開示の原則：基本財務諸表と注記の目的

28. IASB は、主に次の点を検討することを目的として、基本財務諸表(primary financial statements)の定義、注記の目的について検討を行っている。
 - (1) 財務諸表と経営者による説明のいずれに情報を開示すべきか
 - (2) 基本財務諸表の本表と財務諸表注記のいずれに情報を開示すべきか
 - (3) IFRS において、どのように適切な開示目的を定めるべきか
29. 今回の ASAF 会議では、IASB スタッフから IASB による審議の状況について説明がされたほか、EFRAG 及び FASB よりそれぞれの取組みについて説明がされた上で、ASAF メンバーにより、次の点について議論が行われた。
 - (1) 基本財務諸表と注記は、それぞれ独立した目的を有するか。
 - (2) 「基本財務諸表」について、現行の定めは適切か。また、どのような用語が適切と考えるか。
 - (3) IASB は開示の種類を識別すべきか

ASAF 会議での議論の概要

30. IASB スタッフからの説明に対して、ASAF メンバーから主に次のような意見が示された。

- (1) 財務諸表に含めるべきもの、含めるべきでないものについての区分が重要と考えている。相互参照の使用については、慎重であるべきと考えている。
- (2) 財務会計と財務報告の区別に関して、米国では、将来情報は訴訟リスクの懸念等を踏まえ、セーフハーバー・ルールが適用される財務会計外に一般的に開示されている。一般的には、財務会計は過去に関するものである一方、財務報告は過去と将来の両方

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複製・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

に関するものとする。

- (3) IAS 第1号第11項では、財務諸表のすべてが同等の目立ち方である旨を要求していることから、財務諸表本表と注記は同じ目的であるはずである。また、基本財務諸表という用語を用いると、基本財務諸表以外の財務諸表はあるかという誤解を生むため、当該用語を定義づけるべきでない。
- (4) 注記が基本財務諸表と異なる目的を有しているとは考えておらず、注記は基本財務諸表の統合された部分であり、財務諸表の目的を達成するために、注記は基本財務諸表を補足するものである。また、基本財務諸表という用語については、有用と考えている。

ASBJの発言要旨

31. 本件について、ASBJから、主に次の発言を行っている。

- (1) 我々は、基本財務諸表と注記は、それぞれ独立した目的を有すると考えている。基本財務諸表は、財務諸表の構成要素の認識要件を満たしたものが分類及び集約されて表示されるのに対し、注記にはそのような制限が無い点で大きく異なる。このため、注記は、財務諸表本表に認識されているものと未認識のもの両方を開示するものであり、異なる目的を有すると考えられる。
- (2) 注記の目的については、「基本財務諸表を補強及び説明して、企業への将来キャッシュ・フローの見通しの評価及び企業の資源に対する経営者の受託責任の評価に役立つ情報を提供すること」と定義することを提案する。
- (3) 現行の基本財務諸表のうち、キャッシュ・フロー計算書は、財政状態計算書と純損益及びその他の包括利益計算書よりも下位の位置付けと考えられる。概念フレームワークでも、発生主義会計により提供される情報は、現金収入及び現金支払のみに関する情報よりも、企業の過去及び将来の業績を評価するためのよりよい基礎を提供するとされている。
- (4) 開示の種類識別については、開示の種類から考えて、特定の開示の種類が求められる状況を合わせて識別することが有用である。

その他

32. 本件について、IASB関係者から、次のようなコメントが示された。

- (1) IASBは、概念的レベルでは「基本的財務諸表」という用語を使用すべきでないと考え

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

たが、基準レベルにおいて当該用語を定めるべきか否かについては、今後審議する予定である。

- (2) 財務諸表本表に、複数の測定基礎による測定値や一株当たり利益情報等の開示がされることがあり得ると考えるか。

VI-2. IAS 第1号「財務諸表の表示」の改訂

33. IASB は、2014年3月に公開草案「開示に関する取組み（IAS 第1号の修正案）」（コメント期限：2014年7月）を公表している。本公開草案は、重要性の考え方や財務諸表注記の順序に関するIAS 第1号の定めについて限定的な修正を提案するものであり、今回のASAF会議では、本公開草案に対して寄せられたコメントについて紹介がされた。また、特に、注記の順序について、柔軟性を与えるべきという観点から本公開草案の提案を支持する見解と比較可能性の低下への懸念等から提案に反対する見解の双方が示された旨が紹介された上で、ASAFメンバーにより議論が行われた。

ASAF 会議での議論の概要

34. IASB スタッフからの説明に対して、ASAF メンバーから主に次のような意見が示された。

- (1) 財務諸表注記の記載順序について企業に柔軟性を与えるべきかについて利用者に質問をした結果、重要なものから記載すべきという者と定型化された様式を好む者との概ね半々であった。仮に注記の順序について柔軟性を許容する場合、目次を使用する等、注記場所を見つけやすくするような工夫することが重要になる。
- (2) 中国では当局が様式を定めており、作成者は当該様式に従って開示している。比較可能性の観点から、利用者や規制当局は定型的な様式を支持している。
- (3) 財務諸表について指摘されている問題を解決するためには、柔軟性を求めるべきである。柔軟性を認めることによる比較可能性の低下への懸念は、相互参照や目次の使用により解消できるのではないか。
- (4) 財務諸表注記の順序について柔軟性を与えることに合意する。なお、注記に関する目次を設けることを推奨してはどうかと考えている。

ASBJ の発言要旨

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

35. 本件について、ASBJ から、主に次の発言を行っている。

- (1) 我々は、会計基準が財務諸表の表示の順番をより定型的なアプローチで定めることによって、企業の財務諸表間の比較可能性が高まり、利用者はより多くの便益を受けると考えている。逆に、注記の順番に柔軟性を与える場合、異なる企業間の財務諸表の比較可能性を低くし、利用者の便益を損なうと考えられる。なお、注記情報が他の注記情報と関連している場合には、理解可能性を高める観点から、注記情報について相互参照をする旨を要求することも提案する。
- (2) 現行の IAS 第 1 号では「営業利益」に関する表示が要求されていないが、当該情報は実務において利用者によって広く使用されている。「営業利益」について適切な定義付けを行う旨が困難という点は理解するが、シンプルに純損益から財務活動及び投資活動から生じる損益を除外したものと定義付けることも可能ではないかと考えられる。このため、我々は、IASB が実務における事例についてリサーチを行った上で、どのような定義付けが可能かについて議論を促すことを提案する。

VI-3. 重要性の概念及び重要な会計方針

36. IASB は、開示に関する取組みの一環として、「重要性」の概念について検討を行っている。IASB は、これまで、重要性の概念に関して、証券監督者国際機構 (IOSCO) や国際監査・保証基準審議会 (IAASB) との協働や各国基準設定主体からの情報収集等を行っている。今回の ASAF 会議では、これまでの調査結果に基づき、重要性に関する追加的なガイダンスや教育マテリアルを開発するか否か、IFRS の開示要求で記述されている文言を明確化すべきか否か等について議論された。
37. また、重要な会計方針の開示のあり方について、会計方針を「経営者のインプット」に関する事項、「最も重要」な事項及び「すべての会計方針」の 3 つの層に分類して検討を行うことが適当か、及び、想定利用者について、会計知識を十分に有している利用者と、事業及び経済活動に関する知識を有しているが会計知識を十分に有していない利用者のいずれを前提とすべきかについて議論がされた。

ASAF 会議での議論の概要

38. IASB スタッフからの説明に対して、ASAF メンバーから主に次のような意見が示された。

(重要性)

- (1) 米国では、重要性(materiality)の概念については最高裁判所の判例が参照される。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複製・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

このため、企業にとって目的適合的(relevant)であるか否かをベースに判断を求めているかどうかと考えている。その際、会計基準の要求事項において、“shall consider…”という文言を用いることで、企業による判断の行使を奨励できるのではないかと考えている。なお、米国の関係者との議論を通じて、「重要性」の概念は、監査人から監査委員会への報告や監査上のサンプリング等、監査実務とも大きく関連していると考えている。

- (2) 「重要性」の概念が監査実務とも大きく関連する旨に同意する。また、相互参照については、懸念を有している。
- (3) IFRSにおける「重要性」の定義では、ある情報が脱漏された場合に意思決定に影響する可能性がある場合に重要であるとしているが、脱漏に焦点を当てることによって、結果として開示量が増える側面もあるのではないか。
- (4) 実務においては重要性を判断する際、定量的な側面に焦点を当てるため、当該判断に関するガイダンスも提供することを期待する。財務諸表の本表と注記に適用される重要性が異なる場合もあり、より詳細なガイダンスで明らかにすべきである。

(重要な会計方針)

- (5) まず「経営者のインプット」を開示すべきと考えるが、その他の「最も重要な項目」及び「すべての会計方針」は重要性に応じて、開示すべきか決定すべきである。
- (6) 重要でない会計方針の注記を相互参照や別添で開示する旨を認めることによって、開示量が相当減少するのではないか。英国では、監査報告書からウェブサイトへの開示情報への相互参照を認めたことで、監査報告書が短縮された。
- (7) 会計方針開示は、会計方針の変更、選択可能な会計方針、重要な会計方針、その他の会計方針の開示の4つに分類できるが、投資家が必要とする情報は、会計方針の変更と重要な見積りの変更に関連するものと考えている。このため、「経営者のインプット」に焦点を当てるべきと考えている。
- (8) 概念フレームワークの記述に従った想定利用者をベースに、企業固有の情報に焦点を当てて経営者のインプットだけを開示するようにすべきである。

ASBJの発言要旨

39. 本件について、ASBJから、主に次の発言を行っている。

(重要性)

- (1) 本プロジェクトは、目的適合的でない情報が多いことによって目的適合的な情報が埋没してしまう問題を解消するために、「重要性」の概念が果たす役割を検討すること

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

を目的として開始されたと理解している。しかし、単に重要性の概念を明確にすることにより、当該問題を解決することに限界があると考えられるため、我々は、IASB が基準書における個々の開示に関する要求事項について削除又は修正を行う箇所を識別する作業を迅速に開始することを提案する。

- (2) 但し、我々は重要性の概念について限定的な改善を図ることは可能と考えている。例えば、IFRS に「明らかに僅少 (clearly trivial)」という概念を取り入れることが考えられるほか、監査実務において会計事務所がどのように重要性の概念を適用しているかについて説明する教育文書を提供することは、重要性の概念に関する健全な判断を促進することに役立つのではないかと考える。

(重要な会計方針)

- (3) 我々は、2014 年 9 月の IASB 会議における暫定的決定を概ね賛同している。すなわち、重要な会計方針として開示すべきなのは、会計方針の選択、見積りの仮定・判断及び企業固有の状況における会計基準の適用方法 (例：収益認識) についてのみと考えられる。他方、会計方針を選択できない状況において、会計基準の要約を記載することは、過剰な開示につながり、利用者が重要な情報を識別することを阻害すると考える。
- (4) 開示に関する個別の議論がパッチワーク的に行われている印象があり、会計方針の開示に関する議論が開示に関する取り組みの全体像において、どのように位置付けられているか十分に定かでない。但し、我々は、開示原則プロジェクトに関するディスカッション・ペーパーの一部に本論点を含めることが適切と考えている。

その他

40. 本件について IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。

- (1) 重要性に関する学術文献の査閲は、米国に基礎を置いており、また作成者や利用者よりは監査人及び監査に焦点を当てていることに留意する必要がある。
- (2) 「明らかに僅少 (clearly trivial)」という監査における重要性の概念は、重要性の側面の一つであるが、開示するかしないかの判断を明確にするものではないため、監査における重要性の概念と会計における重要性の概念は、目的が少し異なるのではないか。
- (3) 重要性の判断においては、単に量的な側面のみ焦点を当てただけで十分な場合もあるが、関連当事者取引等のようにそれ以外の質的な側面の評価が重要になる場合もあり、情報の量的な評価は、重要性の判断における重要な質的な評価の一部である。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複製・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

VII. 保険契約

41. IASB は、2013 年 6 に公表した改訂公開草案「保険契約」（以下「改訂 ED」という。）に寄せられたコメントを踏まえ、2014 年 1 月より再審議を継続している。今回の ASAF 会議では、有配当契約の会計処理と経過措置について、ASAF メンバーにより議論された。

（有配当契約）

42. 2014 年 9 月の IASB 会議において、IASB スタッフから、基礎となる資産の保険者持分の変動が「黙示的な管理手数料」とみなせる場合にのみ、同変動を契約上のサービス・マージン（CSM）で調整することが提案された。なお、「黙示的な管理手数料」とみなせる場合とは、次のすべてを満たす場合をいう。

- (1) 保険契約者に引き渡されるリターンは、企業が保有する基礎となる項目から発生する。
- (2) 企業が留保しなければならない最低金額（固定又は決定可能）がある。
- (3) 保険契約者は基礎となる項目のリターンのうち重要な部分を受け取る。

43. また、2014 年 9 月の会議では、IASB スタッフから、有配当契約の保険契約負債の利息発生計上に使用する割引率として、簿価利回り法⁴と実効金利法⁵が考えられる旨が示された上で、簿価利回り法を認める場合、会計基準全体としての複雑性が増すこと等を理由として、実効金利法のみを使用することが提案された。さらに、IASB スタッフから、有配当契約においても、割引率変動の影響を OCI で表示することを会計方針選択として認めることが提案された。

（経過措置）

44. 改訂 2013 年 ED では、CSM 及び OCI 累計額を遡及計算することを原則としつつも、実務上の負荷を考慮して、実務上不可能であれば、簡便的な遡及適用を許容している。これに対し、改訂 ED のコメント回答者の多くから、過去の割引率のデータや保険契約のキャッシュ・フローに関するデータが入手できない場合があるとして、追加的な簡便法の要請が示された。

（質問）

45. 今回の ASAF 会議では、ASAF メンバーに対して、次の点が質問された。

⁴ 簿価利回り法は、資産側の運用利回りを保険負債側で利息発生計上する金利に使用する手法である。これにより、資産側で発生する純損益と保険負債側で認識する純損益の会計上のミスマッチが解消できる。

⁵ 実効金利法には、「平準イーールド法」（将来キャッシュ・フローと当初認識時の保険負債の帳簿価格を等価とするように金利（内部収益率）を決定する方法で、期間を通じて単一の金利が適用される。）と「予想予定利率法」（資産側の予想運用利回りを反映して、各期に契約者勘定残高に貸記する金額が絶えず修正されることを反映して実効金利を決定する方法で、各期において異なる実効金利が適用される。）の 2 つの方法がある。財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

	質問事項
質問 1	資産のリターンの保険者持分が黙示的な管理手数料とみなせる状況に関する IASB の方向性に同意するか。同意しない場合、どのような状況か。
質問 2	簿価利回り法の適用範囲の限定に関する IASB の方向性に同意するか。同意しない場合、どのように範囲を限定することが考えられるか。
質問 3	9 月の IASB 会議アジェンダ・ペーパーの OCI アプローチに関するスタッフ提案及び暫定決定事項に同意するか。
質問 4	経過措置に関する改訂 ED の提案内容に関して、さらなる簡便化が必要と考えるか。そのように考える場合は、どのような簡便化を提案するか。
質問 5	改訂 ED の提案内容を適用するための十分なデータがない場合に、IASB は、移行日時点の CSM を算出する代替的な方法を示す必要があると考えるか。 (例) ・移行日時点の CSM をゼロとする。 ・移行日時点の公正価値を用いて CSM を算定する。 ・移行日時点において、同等の条件で契約を締結する場合に、企業が保険契約者に課す保険料を用いて CSM を算定する。

ASAF 会議での議論の概要

46. IASB スタッフからの説明に対して、ASAF メンバーから主に次のような意見が示された。

(質問 1)

- (1) 投資契約型の有配当契約において、保険者は、黙示的に保険契約者のために資産管理サービスを提供し、報酬（資産のリターンの保険者持分）を得ており、当該サービスは、分離できない保険契約の一部である。このため、資産のリターンの保険者持分は、当初認識時において保険契約からの未稼得利益として CSM で認識される。保険契約からのリターンは、事後、様々な要因で変動するが、当初認識時と整合的に CSM で調整すべきであり、未稼得利益の変動の一部を CSM 調整から除外することは、有配当契約の経済実態を反映しないことから適切でない。
- (2) 仮に黙示的な管理手数料と性格づけられたとしても、保険者持分を再評価して純損益に認識すべきで、CSM で調整するのは純損益のスムーズングではないか。
- (3) IASB スタッフから提案されている 3 つの要件のうち 2 番目の「企業が留保しなければならない最低金額（固定又は決定可能）がある」については再検討が必要である。黙

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

示的な管理手数料は、契約期間全体で保険者が獲得することを期待する金額であり、当該期待が存在する限り、最低金額が明示的に定められていることを要件とする必要はない。

- (4) IASB スタッフから提案されている要件には反対である。当該要件によると、英国の多くの有配当契約において、資産のリターンの保険者持分が黙示的な管理手数料とみなせることにならない。また、利益の共有に関しては、長期工事でも建設業者と顧客で利益を共有することがあり、建設業者は各期に利益を配分している。
- (5) 「最低金額」の規定があっても、最低利回り保証があると、実際には保険者に残る部分がなくなる可能性がある点にも留意が必要である。
- (6) 「黙示的な管理手数料」とみなせる場合にのみ CSM で調整するという考え方には同意するが、「黙示的な管理手数料」とみなせる場合として提案されている要件のうち「最低金額がある」という要件がある場合、中国で適用が困難であるほか、「最低金額」をどのように定義するかが極めて困難であると考えられる。
- (7) オーストラリアでは、過去は有配当契約があったが、現在は規制上の理由から販売されていない。但し、有配当契約には様々なタイプがあるため、その多様性に配慮すべきである。

(質問 2 及び 3)

- (8) 保険者が資産を本人として所有しているのか、代理人として（保険契約者のために）保有しているのかがポイントとなる。通常の保険契約では、保険者は本人として資産を所有している。一方、パス・スルー契約では、保険者は代理人として資産を所有しているので、簿価利回り法が適切である。問題は、経済的にはパス・スルーだが、パス・スルー契約ではない場合であり、これを本人による保有と考えるか、代理人による保有と考えるかである。
- (9) 簿価利回り法の適用範囲は制限すべきでない。簿価利回り法は、会計上の mismatch の削減効果が大いこと、及び、ALM の実態に即する点から、実効金利法より優れており、簿価利回り法の方が良いと考えている。なお、簿価利回り法の問題点とされている当初認識後のキャッチ・アップ修正の問題については、まだ十分な検討ができていない。
- (10) 基礎となる項目の変動は、保険契約者と保険者でシェアされるはずであるが、簿価利回り法や実効金利法を適用したときに、 $\text{基礎となる項目の変動} = \text{保険契約者持分の変動} + \text{保険者持分の変動}$ という等式が成立するかどうか疑問である。

(質問 4 及び 5)

- (11) 本基準については、改訂 ED による簡便化によってもなお移行日時点における適用が困難という見解が示されており、実務上の簡便法として、移行日時点での公正価値測定が必要と考えられる。
- (12) IAS 第 8 号に従って、出来る限り遡及する方法が良いと考える。但し、それが出来ない場合、公正価値や Embedded Value の使用を含め、実務上適用可能な簡便法を許容するというアプローチがよいのではないかと考える。
- (13) 割引率や新契約費に関するデータ等が入手困難という見解が示されており、更なる簡便化が望まれる。示されている代替案のうち、移行時点で CSM をゼロとする方法は不適切である。公正価値測定は良いかもしれないが、実務上困難かもしれない。他方、移行日時点において、同等の条件で契約を締結する場合に企業が保険契約者に課す保険料を用いて CSM を算定する方法が可能性があると考えられる。
- (14) 少なくとも、CSM をゼロとする方法は不適切と考えられる。

ASBJ の発言要旨

47. 本件について、ASBJ から、主に次の発言を行っている。

(質問 1)

- (1) 具体的な質問に入る前に、検討すべき課題がなお多くあると考える。例えば、IASB は単純な投資契約型以外の有配当契約への適用について検討すべきと考える。
- (2) 有配当契約には、国、地域により様々な形態があり、有配当契約の会計モデルは、これら様々な形態の契約を念頭において開発されるべきであると考えている。例えば、我が国の生命保険会社が扱っている有配当契約は、利差益、危険差益、及び費差益の合計を原資として保険会社が裁量権を持って保険契約者に配当を行うものが主流である。
- (3) しかし、IASB の検討においては有配当契約のうち、受け取った保険料を資産に投資して、その資産のリターンをシユアする投資契約型の有配当契約のみを対象としているように見受けられる。我が国で一般的な有配当契約は、諸外国においても比較的一般的であるという指摘もあり、IASB はこうした保険商品について更なる分析を行う必要があると考える。

(質問 2 及び 3)

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(4) 2014年9月のIASB会議のアジェンダ・ペーパーでは、簿価利回り法と実効金利法の利点及び欠点に関する分析が行われた上で、一定の条件をみたす有配当契約に対して実効金利法の適用を要求する一方、有配当契約に簿価利回り法の使用を認めないことが提案されている。また、簿価利回り法には実効金利法に比して計算が複雑であること、及び、当初認識後にキャッチ・アップ調整を行う必要があるという欠陥があること等が理由とされている。しかし、我々は、同ペーパーにおける分析は必ずしも十分ではないと考えており、さらなる分析が必要であると考えている。

(5) 従って、結論を出す前に、どちらの方法がより適切かに関して引き続き検討することが必要と考える。

(質問4及び5)

(6) 経過措置については、原則として遡及適用を行うことが適切と考える。しかし、保険契約は長期間に及ぶことが多いため、我々は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に準拠して保険契約負債の残高について遡及計算することは実務上極めて困難な場合があると考えている。このため、我々は、原則的な取扱いと近似した結果が合理的に見込まれる方法の場合、原則的取扱いから修正した方法の適用を認めることに同意する。これには、例えば、移行日時点で既に消滅している契約については考慮せず、移行日時点で有効な契約について最新の情報に基づいて見積計算する方法が含まれると考える。

(7) なお、日本の関係者と協議したところ、作成者と利用者の双方から、IASBで現在検討されている保険契約の測定モデルによる情報は、企業価値の指標として広く用いられているもの(Embedded Valueなど)と大きく乖離する可能性があり、保険会社の財政状態を忠実に表現しない可能性があるという強い懸念が示された。

(8) 当該懸念は、本来的には保険契約に関する測定モデル自体に起因するものであり、今後のIASBの審議において、この点について対処されるべきという見解が示されている。しかし、測定モデルについて対応がされない場合、少なくとも移行日時点においては、公正価値を用いてCSMを測定することが許容されることが望ましいとの見解が示されている。個人的にはあるが、当該見解に同意する。

その他

48. 本件について、IASB関係者から、次のようなコメントが示された。

(質問1)

(1) 有配当契約には、投資リターン(利差益)だけでなく、危険差益、費差益、又はその

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

合計を原資とするものがあることは認識している。しかし、議論を単純化するとともに、IFRS 第 9 号との相互関係を検討するために、まず、投資リターンのみケースを検討している。

- (2) 提案した 2 つ目の要件(企業が留保しなければならない最低金額(固定又は決定可能)がある)は、手数料がある種類の契約である旨を識別しようとしたものである。
- (3) 保険者と契約者とで利益を共有するといっても、保険者シェア(持分)に関しては、保険者が自ら資産を保有している訳であるから、対象が金融資産の場合は IFRS 第 9 号に準拠して処理すべきであり、仮に当該資産に関する評価差額を CSM で調整するということであれば、厳格な要件が必要である。
- (4) 保険者持分は、収益認識における「変動対価(サービスの対価)」であるという見解と、金融商品からの「投資リターン(サービスには無関係)」であるという見解がある。どちらの見方も成り立つ点が、この問題を複雑にしている。
- (5) 保険契約負債に見合う資産からの再評価差額について CSM をアンロックした場合、資産運用のパフォーマンスが悪化すると、CSM の金額が減少して、結果として、保険契約負債の金額が減少してしまう。また、IASB が割引率変動の影響を純損益ではなく OCI で認識することを決定した際は、保険会社から、これによって投資収益と引受収益を区別できるという見解が示されていた。一方、有配当契約の議論においては、投資収益と引受収益の両方を CSM で調整すべきと主張しており、主張に一貫性が欠けている。一貫しているのは、純損益の変動を嫌っているという点だけである。

(質問 2 及び 3)

- (6) 2014 年 9 月の IASB 会議では、簿価利回り法と実効金利法(予想予定利率法)について明示的な結論は出なかったが、簿価利回り法の使用に共感する意見も多かった。IASB スタッフが、簿価利回り法が実効金利法に比して複雑としたのは、計算方法よりも、前者においては基礎となる項目の特定が困難である点である。また、簿価利回り法と実効金利法の両方を認めると、基準全体として複雑になり、利用者の理解が困難となると考えた。
- (7) 当初認識後のキャッチ・アップ修正は、簿価利回り法の重要な欠点と考えている。一方、実効金利法は、会計上の mismatch という点で効果が少ないという欠点がある。それゆえ、この欠点を克服した実効金利法⁶(「実効金利法++」と呼ばれている。)を今後検討してはどうかとされた。

⁶これは、アジェンダ・ペーパーに記載された予想予定利率法に基づく実効金利方法に、基礎となる項目が複数の測定属性から構成される場合や売却される場合にも対応できるような修正を施したものである。財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

VIII. 負債・資本リサーチプロジェクト

49. IASB は、概念フレームワークの見直し作業と並行して、負債と資本の区分に関するリサーチプロジェクトを開始している。本リサーチプロジェクトは、概念フレームワークプロジェクトは、ディスカッション・ペーパー『財務報告に関する概念フレームワーク』の見直し」に対して寄せられたコメントや、IFRS 解釈指針委員会に寄せられた現行会計基準における解釈上の困難性を踏まえて、負債と資本の区分のあり方について検討することを目的としたものである。
50. 今回の ASAF 会議では、本リサーチプロジェクトについて特に次の 2 点について見解が求められた。
- (1) どのように本リサーチプロジェクトを進めていくべきか。具体的には次の 2 つのうちどちらを支持するか。
 - ① IAS 第 32 号「金融商品：表示」について根本的な見直しを行う。
 - ② 現行の IAS 第 32 号に限定的な修正を加える。
 - (2) 上記で選択した方法について、どのようなリスクが想定されるか。

ASAF 会議での議論の概要

51. IASB スタッフからの説明に対して、ASAF メンバーから主に次のような意見が示された。

- (1) IAS 第 32 号をより根本的に見直すことを支持する。IAS 第 32 号の維持管理は、識別されている欠陥に部分的に対応することになるだけで、境界線のケースについてイタチごっこの対応になってしまう。
- (2) 欠陥への対症療法の努力が無駄になる懸念があり、根本的な対応を支持する。その際、概念フレームワークの見直しで示されている実務的に回避できない義務の考え方等が参考になるのではないか。
- (3) IAS 第 32 号の維持管理に進むべきではないが、IAS 第 32 号の実務で生じた課題を踏まえてプロジェクトを進めていくべきである。
- (4) 我々は、IAS 第 32 号が金融危機を通じて有効に機能したと認識しており、白紙からスタートすべきではないと考えるが、解釈の困難が多数あることも認識している。このため、幅広いアプローチと狭いアプローチの両方をバランスさせる必要がある。なお、近年の金融危機の結果、新たな商品が登場してきており、こうした商品の特性を包括的に扱うことができれば良いと考える。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複製・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- (5) 我々は IAS 第 32 号の欠陥を理解しつつ対応しており、今後 5 年程度は、そうした対応を続けるべきと考えている。仮に 5 年程度で達成することを志向する場合、2 区分に基づく根本的な見直しが考えられる。
- (6) 負債と資本は、過去 5～6 年程度において、米国で修正再表示が最も多い領域であり、FASB は、負債と資本の区分について再検討することを予定している。負債と資本の区分に当たっては、資本とされた項目は再評価されない一方、負債とされた項目は再評価の対象となることで、業績報告のあり方とも関連する。

ASBJ の発言要旨

52. 本件について、ASBJ から、主に次の発言を行っている。

- (1) 我々は、IASB が概念フレームワークの改善において、負債と資本の区分の重大な変更を行わない暫定決定を行ったことを支持する。負債と資本の区分の検討にあたっては、まず、達成すべき目的と優先事項を明らかにすることが必要である。
- (2) EFRAG のディスカッション・ペーパー「請求権の分類」で指摘されるように、負債と資本の区分には、流動性や支払能力に関する情報提供など、幾つかの目的がある。我々は、そのうち、企業の財務業績の役割が最も重要であると考えます。
- (3) IASB が IAS 第 32 号の根本的な見直しを行うべきか、基準の限定的な改善を行うべきかについて、現時点で回答するのは難しい。概念フレームワークの議論が行われる中で、負債と資本について根本的な変更の必要性が示唆されるかもしれない。

その他

53. 本件について、IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。

- (1) 負債と資本の区分に関する困難を解消する方法の一つは、IASB ディスカッション・ペーパーで示されたように、資本の中における事象をより包括的な描像で示すことである。これにより、負債と資本の区分をさほど強調せずに状況を説明する方法を与えるのではないかと。
- (2) IAS 第 32 号の要求事項の背景にある考え方を発展できれば、たとえ根本的な変更にならなくても、改善につながるだろう。現在、決済アプローチや価値アプローチのアイデアを検討しているのも、そうした考え方に沿ったものである。
- (3) 利用者からは単純な資本モデルを選好するとのフィードバックが得られているが、請求権に付属する様々な参加権の認識及び測定についても理解したい気持ちがあるよう

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複製・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

に考えられる。負債と資本の区別の検討に当たっては、利用者の関与が重要という指摘を受けるが、本プロジェクトについて利用者の関与を初期の段階から求めることは著しく困難である。

以 上